

令和3年度「中間支援組織の提案型モデル事業」に関するQ&A (ver1.0)

1. 令和3年度新設予定の補助タイプとの関係について

1-1	委託タイプと補助タイプの違いは。	委託タイプは委託契約に基づき国の本来業務を国に代わり受託機関が実施するものであり、モデル事業で取得する資産が国に帰属するため原則リース等による対応となる等の制約がある。補助タイプではより自立自走に近い事業を想定し、事業者の資産取得も可能となるよう予定している。（ただし法令に基づく制限がある。） 金額規模については、委託タイプは500～1,000万円程度、補助タイプは上限500万円の定額補助を予定している。
1-2	補助タイプはいつから募集されるのか。	現時点では未定。
1-3	委託タイプと補助タイプの双方に応募することは可能か。	可能。ただし、委託タイプで採択された事業は、補助タイプでは申請することはできない。

2. 応募・提案方法

2-1	複数団体による提案は可能か。	協議会やコンソーシアムによる提案も可能であるが、代表者1法人を定めることとし、契約や補助金交付は当該法人に対して行う。なお例えばモデル事業に必要なwebサイトの構築などは再委託費として計上が可能である。
2-2	複数年度に跨がる事業の提案は可能か。	可能。ただし、令和3年度予算による支援であり、複数年度に跨がる提案であっても契約期間内の取り組みに限って支援するものである。
2-3	同じ団体が複数の申請を行うことは可能か。	応募要件を満たしていれば可能。
2-4	令和2年度に委託事業を受託していた団体は応募可能か。	応募可能。ただし今回の事業は既に行われた取組の支援を行うものではなく、あくまでモデル事業として交付決定後に新たに着手する取り組みについて企画案を提出いただく必要がある。
2-5	第2次公募は予定しているか。	現時点では予定していない。ただし、今回の募集で採択件数が一定数に満たない場合は、第2次公募を実施する可能性がある。

令和3年度「中間支援組織の提案型モデル事業」に関するQ&A (ver1.0)

2-6	今回採択された場合、後年度のモデル事業に応募することは可能か。	次年度以降の予算等は未定であるが、応募は可能と考えている。
2-7	本委託事業は500～1,000万円の範囲内で提案する必要があるか。	あくまで目安であり、必要な事業費総額を記載すること。ただし申請内容をもとに効率性や自立・自走に向けた見通しを審査し、限られた予算の範囲内で支援することから、委託契約に際しては申請通りの内容・金額とならないことがある。

3. 事業計画

3-1	感染症拡大による事業計画の変更は可能か。	事業の実現可能性や展開可能性の観点で、コロナ禍における取り組み手法も踏まえて審査する。なお契約後に事業計画の変更が生じる場合は、内閣府と協議の上、契約内容を変更することができる。
3-2	既に取り組んでいる事業を対象とした申請は可能か。	今回の事業は既に行われた取組の支援を行うものではなく、あくまでモデル事業として契約後に新たに着手し、令和4年2月までの取り組みについて企画案を提出いただく必要がある。
3-3	事業実施地域について原則複数の自治体にまたがる必要があるとのことだが、県内の複数の自治体でも対象となるか。	同一県内の複数自治体を対象とすることは差し支えない。
3-4	産学官の連携・協力体制が構築できているかという点についてどこまでの連携が求められているか。	連携等の体制について特段の規定はない。モデル事業の実現可能性や持続可能性、効果などについて企画提案全体を見たうえで、審査・選定する。
3-5	原則複数の自治体にまたがる必要があるとのことだが、対象自治体全てが運営や連携体制の中に入っている必要があるか。	連携等の体制について特段の規定はない。モデル事業の実現可能性や持続可能性、効果などについて企画提案全体を見たうえで、審査・選定する。

令和3年度「中間支援組織の提案型モデル事業」に関するQ&A (ver1.0)

3-6	モデル事業採択後、事業の継続年数の定めはあるか。	事業継続年数について特段の規定はない。モデル事業の実現可能性や持続可能性、効果などについて企画提案全体を見たうえで、審査・選定する。
-----	--------------------------	--

4. 対象経費

4-1	拠点施設の維持経費（賃料・光熱水費等）は対象経費か。	契約前から有する本社や支社の維持経費等については対象外である。企画やイベント等モデル事業に必要な範囲・期間の賃料・光熱水費については対象となりうるが、審査・選定後に内閣府地方創生推進室と協議すること。
4-2	施設整備は対象となるか。	委託事業により取得する資産は国に帰属するため基本的には想定していない。企画やイベント等モデル事業に必要な施設がある場合は賃借やリース等を検討すること。具体的には審査・選定後に内閣府地方創生推進室と協議すること。
4-3	既存のHPやシステムの改良等に係る費用も委託契約の対象経費となるか。	対象となる。なお財産として取得する場合は委託契約に則って適切に管理等を行う必要がある。
4-4	本委託事業において制作したシステムや企画等の利用者から参加費の徴収等は可能か。	委託事業により生じる収入は国に帰属するため基本的には想定していない。ただし例えばイベントや企画の参加実費（食費や入館料等）について徴収することは可能であり、その際は相当する費用項目についても委託契約の対象外とすること。（参考：Q4-2、4-8、4-9：対象外経費関連）
4-5	本委託事業においてカメラ等の資機材の購入、ソフトウェアの購入は対象となるか。	企画やイベント等モデル事業に必要であれば対象となるが、委託事業により取得した資産は事業終了後に国に帰属することになるため、基本的に賃借やリース等を検討すること。なお委託契約日以降に契約や利用登録を行うものが対象であり、契約期間最終日以降分については対象外として日割り計算すること。
4-6	本モデル事業に要した通信費等の按分について	本委託事業のために直接費消したものを経理区分して計上することを基本とし、これが困難または著しく不合理な場合は、按分根拠を明示した上で、事業実施日数等による日割や業務状況によるアロケーション等の按分も可とする。

令和3年度「中間支援組織の提案型モデル事業」に関するQ&A (ver1.0)

4-7	人件費の計上方法について	本モデル事業に直接従事する職員の人件費は対象となり、人件費単価は職員の月給与や通勤手当等から単位時間に換算することとし、従事状況については月単位で従事時間と内容を記録することとなる。
4-8	対象外となっている、単なる地域に関する情報発信に係る経費とは何か。	モデル事業の参加者募集や成果の広報については対象経費となる一方で、例えば事業実施地域における一般的な観光・移住、関係人口向けPR等のためのHPの制作や、事業者自身のHPの制作等は対象外である。具体的には内閣府地方創生推進室において提案内容を確認し、個別に判断する。
4-9	対象外となっている、イベント等の参加者の現地訪問に係る飲食費、交通費、宿泊費とは何か。	モデル事業の参加者個人に対して給付あるいは負担する費用は対象外であり、例えば企画参加に際して、実施地域までの交通費実費や昼食費等がこれにあたる。他方で、企画実施に際して必要となる現地コーディネータや講師への諸謝金や交通費、現地施設やバス等の借上げは対象となる。具体的には内閣府地方創生推進室において提案内容を確認し、個別に判断する。